

令和 5 年 9 月 2 9 日  
相模原市発表資料

## 硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（他 2 件）について

令和 5 年第 2 回定例会 9 月定例会議第 7 日（9 月 2 9 日開催）において、議会運営委員会委員を提出者とした「議提議案第 7 号 硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書」が提案され、賛成総員により可決されました。

また、陳情の採択に伴い、「議提議案第 8 号 国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書」がこども文教委員会委員により、「議提議案第 9 号 厚木基地周辺の住宅防音工事対象区域における逆転現象を伴う告示後住宅の解消等を求める意見書」が基地対策特別委員会委員により提案され、いずれも賛成総員により可決されました。

なお、意見書の内容につきましては、別紙のとおりです。

以 上



問合せ先

議会局政策調査課

電話 0 4 2 ( 7 6 9 ) 9 8 0 3

## 硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）に対する適正な診療上の 評価等を求める意見書

交通事故やスポーツ外傷等、身体に強い衝撃を受けたことが原因で発症する脳脊髄液減少症により、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しむ患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられ、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加して、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年から硬膜外自家血注入療法、いわゆるブラッドパッチ療法が保険適用となった。

しかし、その後の研究では、脳脊髄液の漏出部位は1箇所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告されており、これらのケースでブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要となるが、現状では診療上の評価がなされていない。

また、患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」との条件を伴わない患者も確認されており、医療現場で混乱が生じている。

よって、本市議会は、診療報酬の面から安心して治療を受けることができない患者の現状を踏まえ、政府において次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望するものである。

- 1 ブラッドパッチ療法の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。
- 2 脳脊髄液減少症の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないとの公的な研究報告があることを受け、算定要件の注釈に「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」旨を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日提出

相 模 原 市 議 会

内 閣 あ て

## 国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書

義務教育の根幹である教育の機会均等、水準の維持・向上及び無償制を財源の面から保障する義務教育費国庫負担制度は、平成18年に国庫負担の割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫している。

現在の義務教育に求められているのは、一人ひとりに行き届いた教育が行われることであり、学校現場の課題が複雑化・困難化する中、子どもたちの豊かな学びと育ちを実現するには、国による財源の保障はもとより、教員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保するための定数拡充や専門スタッフ配置などの施策、そして中学校を含めた35人学級の導入が必要である。

相模原市では、教育委員会が中心となり、教員の長時間勤務の改善に向けた取組が進められているが、依然として厳しい労働環境であることに変わりはなく、教員を志望する学生の減少などから教員の不足・未配置が発生している状況である。教職員の使命感や献身性に依拠することなく、人材の充実を含めた労働環境の整備を強力に推し進めなければ、子どもたち一人ひとりに行き届いた教育を実現することはできない。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- 2 小学校の35人学級を確実に進め、中学校での35人学級を早急に決定するとともに、教職員の定数を拡充し、スクール・サポート・スタッフ、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、介助員等の専門スタッフ職の充実を図るなど、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- 3 教員の未配置の解消に資するよう、労働条件に係る制度を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

相 模 原 市 議 会

国 内  
会 閣  
あ て

厚木基地周辺の住宅防音工事対象区域における逆転現象を伴う告示後住宅の解消等を求める意見書

厚木基地周辺の住宅防音工事対象区域について、国は、平成30年に米海軍空母艦載機が厚木基地から岩国基地へ移駐したことにより、騒音状況が変化しているとして、昨年度から騒音度調査を実施しており、今後、騒音の実態に即したものに直すとしている。

現在、厚木基地周辺の告示後住宅は、昭和61年9月10日までに告示された住宅防音工事対象区域の85W区域内に所在し、昭和61年9月11日から平成18年1月17日までに建設された住宅が防音工事の助成対象となっている。平成18年に追加告示方式で新たな助成対象区域を指定した際、拡大された80W及び75W区域内に所在し、平成18年1月17日までに建設された住宅が助成対象となる一方、従来の80W及び75W区域内に所在し、昭和61年9月11日から平成18年1月17日までに建設された住宅は助成対象外となり、過去に一旦は解消された「逆転現象を伴う告示後住宅」を再び発生させ、現在に至っている。

本市議会ではかねてよりその解消を求めてきたところであるが、防音工事対象区域において騒音の被害を受けながらも助成対象となっていない住民にとっては、不合理的な状況が続いており、具体的な対応策を示すべきものである。

よって、国会及び政府におかれては、住宅防音工事における不均衡を解消し、関係住民の理解を促進するよう、次の事項の実現を強く求めるものである。

- 1 80W及び75W区域内に所在する逆転現象を伴う告示後住宅について、具体的な解消策を早急かつ明確に示すこと。
- 2 区域の見直しにあたっては、告示後住宅の解消策を含め、関係住民に理解を得るための丁寧な説明を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

相模原市議会

国 会  
内 閣  
あ て